

## 免責条項

以下に述べる 1～3 の条項（以下「本条項」）は、空手之道世界連盟(以下「KWF」)が主催する空手の稽古に参加する者に対して適用されます。

1. 参加者が空手の稽古に応募してそれを KWF が受け付けた後、空手の稽古に起因又は関連して怪我、物的損害、過失による死亡、配偶者との関係喪失等が発生したとき、それが KWF 又はその運営者、役職員、ボランティア、代理人の怠慢若しくは不作為に起因するものであっても、参加者は KWF 又はその運営者、役職員、ボランティア、代理人に対する請求、損失、損害賠償、督促の一切を放棄し、免責する。

2. 参加者が本条項に同意するときは、下記 (a) ～ (d) の事項も併せて理解し、同意したものとみなす。

(a) 本条項は、参加者が空手の稽古への参加に関して現在起こしている、又は過去に起こした訴訟及び訴因を、それが過去、現在、未来のいかなる時期に生じた若しくは生じるものであっても、又は参加者が知っていても知っていなくても、予測できてもできなくても、放棄又は撤回させる効力を有する。

(b) 空手の稽古の参加中に生じる死亡、怪我、物的損害のいかなる危険性についても、その全ての責任は参加者に帰する。

(c) 本条項は参加者本人、参加者の配偶者、相続人、遺産管理人、譲受人、子にも適用される。

(d) 参加者は、空手の稽古への参加により、又は関連して生じる、弁護士費用を含む全ての責任又は費用について、KWF を免責する。

3. 参加者は、KWF の稽古に参加することをもって、本条項を注意深く読んだ上でその内容及び法的効果を十分に理解し、各条項の定めるところに法的に従うことに同意したものとみなされる。